

評価項目一覧表

| 分類 | 評価項目 | 評価内容 | 評価点数 | 合計点数 |
|------|---|--|------------------------------|------|
| 企業能力 | 企業の各年度における経営成績 | 直近3ヵ年(R4～R6)において継続して税引前当期純利益を確保しているか。 ①3年間、税引前当期純利益を計上している ②2年間、税引前当期純利益を計上している ③上記に該当しない場合 | ①：7点 ②：4点 ③：0点 (選択) | 40点 |
| | 企業の短期安全性 | 直近3ヵ年(R4～R6)平均において流動比率が100%又は200%を超えてるか。 ①200%以上 ②100%以上200%未満 ③上記に該当しない場合 | ①：7点 ②：4点 ③：0点 (選択) | |
| | 企業の長期安全性 | 直近3ヵ年(R4～R6)平均において自己資本比率が40%又は50%を超えてるか。 ①50%以上 ②40%以上50%未満 ③上記に該当しない場合 | ①：7点 ②：4点 ③：0点 (選択) | |
| | メーター取替依頼業者の所在地 | ①伊丹市内に事業所を有している。 ②阪神地域(尼崎市、西宮市、芦屋市、川西市、宝塚市、三田市、猪名川町)に事業所を有している。 ③上記以外の地域に事業所を有している。 | ①：6点 ②：3点 ③：0点 (選択) | |
| | 業務に熟知した業務責任者の配置 | 委託業務全般及び業務の統括について、業務に熟知した業務責任者を配置できるか。 ①業務責任者としての10年以上の職務経験のある者を配置できる。 ②業務責任者としての5年以上の職務経験のある者を配置できる。 ③業務責任者としての5年以上の職務経験のある者を配置できない。 | ①：5点 ②：3点 ③：0点 (選択) | |
| | 事業継続マネジメントシステムの認証取得 | 認証を取得しているか。 | 2点 | |
| | 品質マネジメントシステムの認証取得 | 認証を取得しているか。 | 2点 | |
| | 情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得 | 認証を取得しているか。 | 2点 | |
| | 個人情報保護マネジメントシステムの認証取得 又はプライバシーマークの付与 | 認証を取得しているか。又は付与されているか。 | 2点 | |
| | 滞納整理業務について | 現年度及び過年度の収納率向上、新規滞納発生の抑制、滞納者の納付意識改善、督促状・催告書等(休栓を含む)の発送、給水停止業務、分割納付等の誓約書の取得、納付計画に基づく収納管理業務等を総合的に評価する。 | 20点 | |
| 業務提案 | 料金等徴収システム構築運用業務について | システムの品質、スケジュール管理、個人情報の流出等を防ぐためのセキュリティ対策、システムのサポート体制、システムを利用した分析データ作成等を含め多角的な視点から総合的に評価する。 | 20点 | 120点 |
| | メーター管理業務について | 年間取替スケジュールに基づく口径別・種類別の在庫管理、検定有効期間の管理、鉛管等離取替メーターの対応、止水栓等修理業務、公設化業務、窓口対応業務等を総合的に評価する。 | 10点 | |
| | 開閉栓・計量・調定・収納業務について | 水道の使用開始や中止に伴う業務、給水区域(他市送受水箇所含む)における計量業務、調定及び認定業務、収納管理業務等を総合的に評価する。 | 10点 | |
| | お客さまサービスの向上に貢献できる独自提案について | 経営ノウハウの有効活用、業務の効率化やお客さまサービスをさらに向上させる独自提案等を総合的に評価する。 | 10点 | |
| | コンプライアンスについて | 公金の取扱い、個人情報漏えい防止、情報開示、機密保持及び法令等の理解について、コンプライアンスが徹底されているかを総合的に評価する。 | 15点 | |
| | 人員配置について | 本局の業務時間内及び時間外においても、各部署に適正な人員が配置されているかを総合的に評価する。 | 15点 | |
| | 研修や指導体制について | 従業員への研修が実施されているか、指揮系統や指導体制が構築されているかを総合的に評価する。 | 5点 | |
| | 受託業務の引き継ぎについて | 人員の異動や受託期間満了に合わせて、確実に引き継ぎを行うことができるかを総合的に評価する。 | 5点 | |
| | 災害時等における業務継続体制について | 事前に緊急時の連絡体制を整備し、災害時においても受託している営業関連業務を可能な限り継続する。また、本局の災害対応の依頼に協力することができるかを総合的に評価する。 | 10点 | |
| 価格 | 見積書による価格評価 | 配分点(40点) × {1 - (見積価格 - 参加業者中の最低見積価格) } ÷ (提案上限額 - 参加業者中の最低見積価格)) | 40点 | 40点 |